

第1期福津市こども計画（案）に対する福津市こどもの国推進協議会からの意見とその対応について

NO	意見内容	対応（回答）
1	P15【就労状況の分析に関する意見】 ①「女性の就労状況」、男性の就労状況も合わせた分析があれば、なぜそうした状況になっているのかが分かりやすい。	①男性の就業率等も加えました。
2	P35【数値目標の達成状況の指標に関する意見】 ①(2)数値目標の達成状況について、「人権作文、標語、ポスターの作成」、「人権の花運動の実施」という指標がありますが、何回実施したというだけでは、効果が分かりにくい。指標については検討した方が良い。 ②要保護児童対策地域協議会の会議開催回数では、個別ケースについての検討会議の回数も示した方が良い。 ③「家庭児童相談室への相談件数」、「のびのび発達支援センターの相談件数」のように相談件数を目標値として記載してあるが、実際の相談対応件数を指標にするのも良いと思う。	①②③今期計画より、これまで使用していた数値目標（既存の指標）については、参考指標として取り扱い、計画の参考資料に残します。 P5「5 計画の推進に向けて」に記載のとおり、主要施策の各項目（主な取り組み）について、それぞれ、年度毎に評価しながら、推進状況を確認していく予定です。 例 ①年度末に、担当課が、年度中の取り組み、課題、翌年度の取り組みを整理して、こども課に報告。 ②福津市こどもの国推進協議会での評価・意見 ③上記の評価・意見について、こども課がとりまとめ、担当課と共有 ④担当課での施策実施（評価・意見等の対応、改善含む）
3	【第2期計画の進捗状況の記述に関する意見】 ①基本施策 9～25 福津市のコミュニティ・スクール事業や郷づくり推進協議会の活動に関する記述がもう少しあった方が良いと思う。	①市民との協働の取り組みは当然、重要なものであると考えておりますが、今回の計画の整理については、P2の計画の位置づけの6計画を分かりやすく示すため、行政の推進状況を中心にコンパクトにまとめる方向で記述させていただいております。

4	P45【学校教育の現場に関する意見】 ①主要施策３「寄り添う相談支援の推進」の個別施策(2)「学齢期の相談支援の推進」について、不登校児は増加している。また、学校には来られるが、教室には行けないというような生徒も増加している。そうした子ども達への支援、対応も必要。 子ども達の問題をどこで相談を受けて、どのように解決していくか、自治体として、そういった指針の整理や仕組みづくりに取り組んでいくことが重要。また、学校の職員を介さないで相談できるシステムの構築が必要。 ②子どもが相談したい時に相談する人がいないといった状況がないように、ソーシャルワーカーの人員配置の体制を整えておくことは非常に重要。特に、他市町村に比べて児童数の増加が顕著な福津市においては、しっかりと考えていくべき課題。 ③不登校児が増加する中で、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどの人員不足が課題となっている。また、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーや、教育支援センター「ひだまり」等の支援体制、制度を知らない子どもも多いので、もっと周知が必要。	①②③様々な原因による不登校児の増加、そうした子ども達を支援するためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの不足について、ご意見をいただきました。 今回の子ども計画の中では、様々な支援の現場での支援のあり方、方針として、各機関が相談現場の状況に合わせて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、専門職・支援員の人員配置や、課題の解消に努めることを追記しました。個別の現場での対応については、この考え方をベースに事業に取り組んでいきたいと考えております。 「(2)学齢期の相談支援の推進」についての記載、後半部分を「一人ひとりに寄り添う相談支援を推進するため、関係機関が連携を図るとともに、各機関が、相談現場の状況に合わせて、専門職、支援員等の配置、施設・設備の確保等の課題の解消に努めます。」に改めます。
5	P65【子ども誰でも通園制度に関する意見】 ①実施のためには、福津市も含め、全国的に、あまりに保育士が不足しているのではないかと思います。こうしたサービスを実施するために、保育士の確保についても計画に記述し、各機関に協力をお願いした方が良いと考える。	①当該制度について、保育士の人材確保は必要だと考えています。「子ども誰でも通園制度」については、令和８年度からの実施にむけて検討中です。今後の検討の参考とさせていただきます。 保育事業の全般的な保育士の確保については、P47（１）就学前教育・保育の環境づくりに記載しております。また、当制度については、量の見込み等を追記しました。

6	P50【(3) 経済的負担の軽減に関する意見】 ①「(3) 経済的負担の軽減」について、アンケート結果からも重要な施策だと思う。「主な取り組み」として国、県の制度を中心に記載されていますが、その上に書かれている文章が2行というのは、内容が薄いので、もう少し記載を加えた方が良いと思う。	①本項目をとりまく状況や、取り組みの方針を加筆しました。
7	P51【主要施策 8 障がいのあるこどもへの支援の充実 (2) 特別支援教育・障がい児保育の推進に関する意見】 ①学校は、障がいのあるこどもに対して、個別の支援計画・指導計画を作成して支援を行っているが、適切に支援を行うためには、環境整備が大変重要になる。児童・生徒の実態に応じた環境整備に基づく特別支援教育の推進という内容も加筆して欲しい。	①主な取り組みの記載を【◆「個別の支援計画・指導計画」に基づく特別支援教育の推進および支援環境の整備（学校教育課）】に改め、支援環境の整備を加筆しました。
8	【第9章 (1) 学業・就業の再チャレンジの支援、(2) ひきこもり防止と居場所づくりに関する意見】 ①市だけで何かの支援を行うということは非常に難しい。市民、団体、学校等と連携をしながら支援を行ってきたと思いますので、今後、新しい取り組みについて検討していけるような、前向きな表現が計画に記載されると良い。 ②記載してある取り組みだけでは、学齢期のこどもしか対応できないと思う。高校生の不登校だけでなく、若者の就労の問題も多く報告されています。他の支援の方法についても考えていく必要がある。NPO法人やひきこもりに対応している施設・団体と連携しながら、また、福祉分野だけでなく、各分野との連携も図りながら、支援体制、方法を模索すると良いと思う。	①②主な取り組みにつきましては、今後も現状の課題の把握を行いながら、いただいた意見を参考に対応方法を検討して参ります。 (2) ひきこもり防止と居場所づくりの記載については、(1) 学業・就業の再チャレンジの支援 と同様に「複合的な課題の把握に努める」ことを追記しました。

9	【主要施策 4 (2) 地域と共に歩む学校教育の推進に関する意見】 ①◆児童生徒数急増に伴う教育環境の整備（教育総務課・学校教育課）について、以前は、「過大規模校の解消」という記載があったが消えている。過大規模校の存在は、本市における大きな課題であるため、引き続き課題の解決に取り組んでもらいたい。「解消」という記載が難しいのであれば、「過大規模校への対応」といった表現でも良いので、記載を残すことを検討して欲しい。 ②この課題については、継続して取り組んでいくためにも、計画に記載されていることは大事だと思う。表現を変えてでも、記載を残していくことを検討して欲しい。 ③「解消」ということが、現実問題として難しいと予想されるのであれば、「改善」という表現を使うのが良いと思う。「改善」という記載によって、課題解決に向けて取り組んでいくという姿勢を示せるし、「改善」を続けることで「解決」、「解消」といった目標につながっていくと思う。 ④これまでのアンケートの中でも、保護者の意見として、過大規模校の問題についての意見がありましたので、その改善が求められていると思う。表現を変えてでも記載した方が良い。	①②③④ 主な取り組みの記載を◆児童生徒数急増に伴う過大規模校への対応、<u>教育環境の改善</u>（教育総務課・学校教育課）に改め、過大規模校への対応、教育環境の改善を追記しました。
---	--	--

10	【不登校児への支援・居場所づくりに関する意見】 ①不登校の児童・生徒が 200 人を超える現状で、「教育支援センターひだまり」だけが対応にあたっても、不十分だと思います。居場所づくりということは重要だと思います。例えば、フクスタや公民館等、空いている場所、スペースを使って居場所づくりを行っていくといったことも考えていただければと思います。	①不登校児への支援、居場所づくりにつきましては、今後も関係部署で連携しながら取り組んで参ります。いただいた意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	【教育支援センターひだまりに関する意見】 ①ひだまりの周辺施設がなくなっている。移転するなら、こども達の使い勝手の良い場所にして欲しい。 こどもからの相談については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーだけでは対応が難しい。専門的なこと以外で、相談だけでも聞いて、こどもや親の気持ちを軽くしてあげられるような仕組みがあると良いと思う。	①不登校児への支援、教育支援センターの運営につきましては、今後も関係部署で連携しながら取り組んで参ります。いただいた意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
12	【第 4 章主要施策 1（2）要保護児童・要支援児童対策の推進に関する意見】 ①「（2）要保護児童・要支援児童対策の推進」のところにありますが、妊娠中から家庭環境にリスクを抱える特定妊婦についても支援の対象となると思いますので、記載の必要があると思う。	①特定妊婦についても追記しました。